(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度により本市に寄附をした者(以下「寄附者」という。)に対して提供する返礼品に係る登録の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「返礼品」とは、本市を知るためのサービス又は本市の魅力を感じる特産品をいう。

(事業者の要件)

- 第3条 返礼品を登録することができる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当 する者でなければならない。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に事務所又は事業所を有していること。
 - イ 本市にゆかりのある法人、団体又は個人事 業主として適当と認められる こと。
 - (2) 市税の滞納がないこと。
 - (3) 事業主等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(返礼品の要件)

- 第4条 返礼品は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 市内で生産、製造、加工又は販売を行い、若しくはサービスの提供がされて いるもの
 - (2) 期間限定及び数量限定でない返礼品の場合にあっては、品質、数量等に関し 安定した供給ができるもの
 - (3) 市からの発注に対し、速やかにサービスの提供、特産物の発送等ができるもの
 - (4) 飲食物である場合にあっては、寄附者に当該飲食物が到着したときに、適切な消費期限が確保されるもの
 - (5) 市の知名度の向上に寄与するもの

(返礼品の登録申請等)

- 第5条 この要領による返礼品の登録を受けようとする事業者は、北広島市ふるさと 納税返礼品登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、返礼品の登録 の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返礼品の変更登録)

第6条 前条の規定により返礼品の登録を受けた事業者は、当該返礼品の内容を変更するときは、北広島市ふるさと納税返礼品変更登録申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、返礼品の変更 の登録の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。 (登録の取消し)
- 第7条 市長は、第5条第2項又は前条第2項の規定による登録の決定をした返礼品について、次に掲げる場合に該当するときは、当該返礼品に係る登録を取り消すことができる。
 - (1) 当該返礼品に係る事業者が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 申請の内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (4) 市又は寄附者に対し損害を与えたとき。

(委任)

- 第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企画財政部企画課長が定める。 附 則
 - この要領は、平成30年2月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。 附 則
 - この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、令和4年6月1日から施行する。